

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 26 日（金）第 655 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） 1 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （高齢者生き生き推進課取扱い） 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | （高齢者生き生き推進課取扱い） 2 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （高齢者生き生き推進課取扱い） 2 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 | （水産振興課取扱い） 3 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | （水産振興課取扱い） 3 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） 3 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | （農地整備課取扱い） 3 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | （砂防課取扱い） 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除 | （砂防課取扱い） 4 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | （砂防課取扱い） 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） 5 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） 5 |
| ○地方公共機関の指定の一部改正（※） | （危機管理課取扱い） 5 |

公

告

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○令和 7 年度准看護師試験公告 | （医師・看護人材課取扱い） 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | （建築課取扱い） 6 |

監 査 委 員 公 表

- | | |
|----------|----------------|
| ○監査結果の公表 | （監査委員事務局取扱い） 6 |
|----------|----------------|

告

示

鹿児島県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市西佐多町1923番1，1935番，2226番3，2360番1，3181番，4371番10，4392番，4652番，4654番1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第585号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
寿福園ホームヘルパーステーション	日置市伊集院町下神殿 224 番地 2	社会福祉法人明和会	日置市伊集院町下神殿 1420 番地 1	桑水流久子	令和 7 年 8 月 31 日	訪問介護
福祉用具レンタル販売寿幸舎	南九州市颯娃町郡 854 番地 1 - 1 F	株式会社一幸	南九州市颯娃町郡 854 番地 1	田之上弘輔	令和 7 年 9 月 30 日	福祉用具貸与
福祉用具レンタル販売寿幸舎	南九州市颯娃町郡 854 番地 1 - 1 F	株式会社一幸	南九州市颯娃町郡 854 番地 1	田之上弘輔	令和 7 年 9 月 30 日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第586号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
医療法人静和会訪問看護ステーションにつこりんぐ	薩摩川内市水引町 3247 - 5	医療法人静和会	いちき串木野市湊町一丁目 208 番地	村上 芽梨	令和 7 年 8 月 20 日	訪問看護
ヘルパーステーションひまわり	鹿屋市今坂町 10117 番地 5	株式会社トラスケア	鹿屋市今坂町 10117 番地 5	武元 大和	令和 7 年 9 月 1 日	訪問介護

鹿児島県告示第587号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉用具レンタル販売寿幸舎	南九州市颯娃町郡 854 番地 1 - 1 F	株式会社一幸	南九州市颯娃町郡 854 番地 1	田之上弘輔	令和 7 年 9 月 30 日	介護予防福祉用具貸与
福祉用具レンタル	南九州市颯娃町	株式会社一幸	南九州市颯娃町	田之上弘輔	令和 7 年	特定介護

ル販売寿幸舎	郡854番地 1 - 1 F		郡854番地 1		9 月 30 日	予 防 福 祉 用 具 販 売
--------	-------------------	--	----------	--	----------	--------------------

鹿児島県告示第588号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 9 月 26 日から同年10月10日まで笠沙町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市笠沙町片浦6773番地 3 宮下清和
南さつま市笠沙町片浦5386番地 1 向江義巳
南さつま市笠沙町片浦757番地 坂元治
- 2 加入区
笠沙加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
笠沙町漁業協同組合

鹿児島県告示第589号

南さつま市坊津町秋目799番地 有限会社高根漁業代表取締役吉武新吾及び南さつま市坊津町秋目175番地 立石漁業株式会社代表取締役立石洋一郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市秋目区域（南さつま市坊津町秋目の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島県告示第590号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第1253号	令和13年11月15日	とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	コーンジャームミール	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0	該当なし	南日本コメ油株式会社	鹿児島市南栄三丁目19番

鹿児島県告示第591号

土地改良事業県営かんがい排水（農業用排水施設整備）永吉地区の工事は，平成20年 2 月 26 日に完了した。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第592号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
大 中 4 地 区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 11号 鹿児島市郡山岳町2431番
	2号 鹿児島市郡山岳町2429番
	3号 鹿児島市郡山岳町2434番
	4号 鹿児島市郡山岳町2439番 1
	5号 鹿児島市郡山岳町2469番
	6号 鹿児島市郡山岳町2473番
	7号 鹿児島市郡山岳町2470番 2
	8号 鹿児島市郡山岳町2468番 2
	9号 鹿児島市郡山岳町2440番 1
	10号 鹿児島市郡山岳町2435番

鹿児島県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保2及び急・西陵七丁目1
	鹿屋市	急・野間2
	曽於市	急・土成2，急・森園1及び急・西栗須1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課又は大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保2及び急・西陵七丁目1

	鹿屋市	急・野間 2
	曾於市	急・土成 2，急・森園 1 及び急・西栗須 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課又は大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 595 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保 2 及び急・西陵七丁目 1
	鹿屋市	急・野間 2
	曾於市	急・土成 2，急・森園 1 及び西栗須 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課又は大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 596 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・原田久保 2 及び急・西陵七丁目 1
	鹿屋市	急・野間 2
	曾於市	急・土成 2，急・森園 1 及び西栗須 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課又は大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 597 号

昭和 37 年 11 月 14 日鹿児島県告示第 902 号（地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

表に次のように加える。

一般社団法人鹿児島県 L P ガス協会	令和 7 年 9 月 12 日
---------------------	-----------------

公 告

令和 7 年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、令和 7 年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和 8 年 2 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場
ア 鹿児島県青少年会館（鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号）
イ 鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）
ウ 鹿児島県看護研修会館（鹿児島市鴨池新町 21 番 5 号）
エ 鹿児島市国際交流センター（鹿児島市加治屋町 19 番 18 号）
 - (2) 大島会場
鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町 17 番 3 号）
- 3 受験願書等の受付期間
令和 7 年 12 月 8 日（月）から同月 12 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送の場合は、令和 7 年 12 月 12 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先
鹿児島県保健福祉部医師・看護人材課
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2736

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡徳之島町亀徳字穴前 2277 番 1、2290 番の一部及び 2291 番の一部、字アナコシ 2414 番、2418 番 1、2418 番 2、2419 番 1、2419 番 2 の一部、2420 番 1、2432 番、2447 番、2448 番、2449 番、2451 番、2452 番、2453 番、2454 番、2456 番、2458 番、2459 番、2460 番、2460 番乙、2471 番、2473 番、2474 番、2475 番、2477 番、2478 番、2479 番及び 2480 番並びに字タメシ 2612 番乙、2613 番、2614 番、2626 番、2627 番、2627 番乙、2629 番 1、2629 番 2 の一部、2629 番 3、2630 番 1、2630 番 2、2630 番 3、2631 番口、2632 番 1、2632 番 2、2633 番 1、2633 番 2、2633 番 3、2634 番、2635 番、2636 番、2636 番乙、2636 番丙、2654 番、2655 番及び 2657 番 3 の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大島郡徳之島町亀徳字アナコシ 2414 番の一部及び 2420 番 1 の一部並びに字タメシ 2626 番の一部、2629 番 1 の一部、2630 番 1 の一部、2630 番 3 の一部、2632 番 1 の一部、2632 番 2 の一部、2633 番 1 の一部、2633 番 2 の一部及び 2633 番 3 の一部
水路 大島郡徳之島町亀徳字アナコシ 2419 番 2 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大阪市北区梅田一丁目 3 番 1-1200 号
医療法人徳洲会
理事長 東上震一

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ